

## 第6章 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する基準等

### 1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

- ・屋外広告物は、市民や観光客に情報を提供し、町並みに賑わいをもたらす要素となっています。
- ・しかし、本市が観光農園の盛んな地域であることから、主要な道路の交差点等に看板が乱立したり、あるいは観光果樹園の連なる通りに色とりどりののぼり旗が密度高く置かれたりする傾向にあり、その無秩序な状態は良好な景観形成への阻害要因になっているといわざるを得ません。
- ・既に「山梨県屋外広告物条例(平成17年施行)」が施行されており、これの内容を踏まえ、基本的な規制事項として踏襲しつつ、さらに具体的な甲州市独自の指針を作成し、屋外広告物の適切な規制・誘導を図るものとします。
- ・また、指針を作成する際には、行政からの一方的なルールの通達ではなく、行政と屋外広告物を制作・設置する立場にある観光事業者等とが、互いに学習しながら話し合いを行い、相互理解のもと実行力のある指針を作成していくことが望されます。

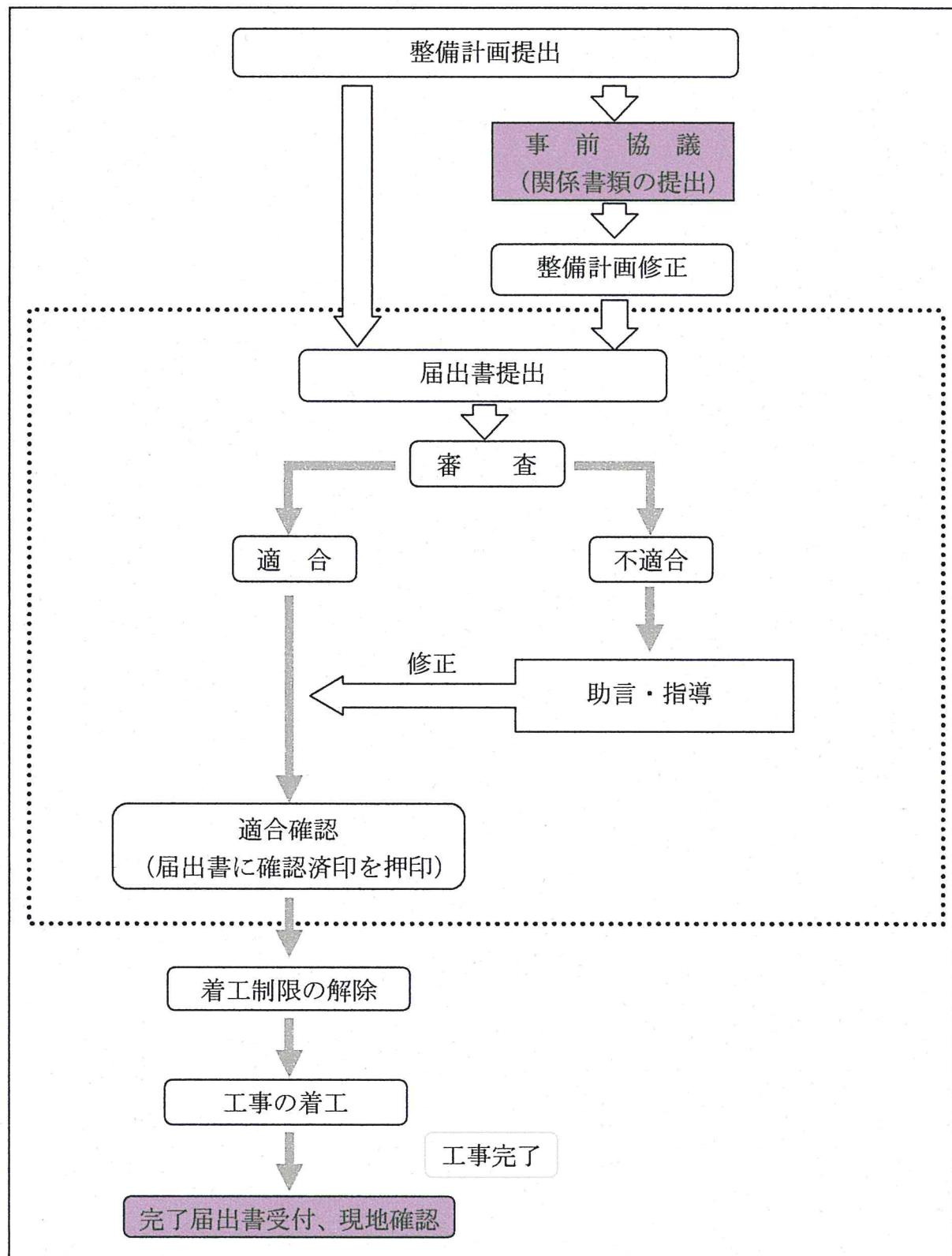
### 2. 景観形成重点地区における屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限について

- ・本計画では屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為についての基本的な制限事項を次のように定めます。

項目	制限事項
位置 意匠・形態 規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・景観形成重点地区、景観重要建造物等を勘案して、屋外広告物を設置できる場所とできない場所を定める。</li><li>・屋外広告物を設置できる場所は集約して設置する場所と、個別に設置できる場所を設ける。いずれの場所についても意匠・形態、規模等に制限を設ける。</li><li>・のぼり旗は原則としてイベント時ののみの掲出とする。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告物の基調となる色は周囲の景観になじむ色彩を使用する(マニセル値等で基準を作成する)</li><li>・彩度の高いあざやかな色彩は使用できる面積を限る。</li><li>・蛍光色、反射材の類は、原則使用しない</li></ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の環境と調和する素材を使用する。</li><li>・できるだけ耐久性に優れた素材を使用する。</li></ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"><li>・照明は必要最小限とする。</li><li>・照明器具の光の色、方向、量などに配慮して周辺景観にマイナスの影響を与えないようにする。</li><li>・ネオン管など光源が露出した素材は原則として使用しない。</li></ul>
市民参加	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告板については事業者同士が話し合いを行いながら理解を深めて時間をかけてルールづくりから進めていく。</li><li>・フットパスやウォーキングルートの案内板、誘導板等は市民と行政の協働によって製作、設置できるような仕組みを検討する。</li></ul>

### 3. 屋外広告物に関する制限の手続きの流れ

- 以下のような流れを経て、甲州市内の公的な空間に、適正で、景観に配慮した屋外広告物が設置されるようになります。



## 【参考】山梨県屋外広告物条例による規制

- ・現在、第一種禁止区域となっているのは秩父多摩甲斐国立公園の特別地域と塩の山、大滝不動尊周辺、竜門峡周辺の自然地域に限られています。
- ・第2種禁止区域になっているのは秩父多摩甲斐国定公園の普通区域と中央自動車道周辺(道路から500m内)、都市計画区域の第一種住居専用地域について指定されています。
- ・その他は、第2種許可区域になっています。
- ・第2種許可区域においては、自家用広告物(自己の営業所に掲示するもの)は10m<sup>2</sup>以下なら自由に掲示でき、10m<sup>2</sup>以上が申請の対象となります。また、道標・案内図(誘導標識)、一般広告物はすべて申請が必要となり、道標・案内図は1.7m<sup>2</sup>以下とされています。

